

# 奈良県地域密着型サービス外部評価実施要領

## 第1 外部評価の趣旨

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「地域密着型サービス」という。）のサービスの外部評価（以下「外部評価」という。）は、地域密着型サービス事業者（以下「事業者」という。）が「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。）第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号。）第86条第2項の規定に基づき、外部の者が実施する評価である。

事業者は、外部評価の結果と、当該外部評価を受ける前に行った自己評価（前述の規定に基づき、その提供する介護サービスの質について自らが行う評価をいう。）の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて、総括的な評価を行うこととし、これにより、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目指すとともに、外部評価の結果を公表することにより、利用者及びその家族への情報提供を推進するとともに、サービスを利用しようとする者のサービスの選択に資することを目的とする。

## 第2 外部評価の頻度

事業者は、その設置・運営する事業所（以下「事業所」という。）ごとに、原則として少なくとも年に1回は外部評価を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であつて、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすものとする。

なお、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所の指定および監督を行っている市町村と協議し、同意を得るものとする。

- (1) 別紙4の「自己評価及び外部評価結果」および「目標達成計画」を市町村に提出していること。
  - (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
  - (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員または地域包括支援センターの職員が出席していること。
  - (4) 別紙4の「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。
- 3 新規に開設する事業所については、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行うものとする。
  - 4 指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により、事業所の運営状況が変化した場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、新規開設の事業所と同様の扱いとする。

### 第3 外部評価の手続き

#### (1) 事業者から評価機関に対する申込み

- ア 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関（県内の事業所に係る外部評価を適切に実施することができることを認めて県が選定した法人をいう。以下同じ。）に申込みものとする。
- イ 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別紙1のとおりとする。
- ウ 評価機関が外部評価を行う際の業務実施要領の参考例については、別紙2のとおりとする。

#### (2) 評価機関による外部評価の実施

- ア 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その評価機関が定める契約内容に基づき、同機関に対して評価手数料を支払うものとする。  
この場合における契約書の参考例については、別紙3のとおりとする。
- イ 評価機関は、別紙2の参考例に基づき業務実施要領を定め、同要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

#### (3) 外部評価の内容

評価機関は、次に掲げる調査の結果を総合した上で、その結果を決定することにより外部評価を行うものとする。

##### 1 書面調査

###### (ア) 現況調査

評価を受ける事業者から、次の文書の送付を受けることにより行う。

- ①事業所の運営概要が分かる運営規程、利用契約書・重要事項説明書、パンフレット等
- ②事業所のサービス提供概要が分かる介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等
- ③その他、必要と認める書類

###### (イ) 自己評価調査

評価を受ける事業所から、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら実施した直近の自己評価結果について記した文書の送付を受けることにより行う。

なお、自己評価項目は、別紙5による。

##### 2 訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

(ア) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。

なお、外部評価項目は、別紙5による。

(イ) 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認および所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

(ウ) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

(エ) 緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は評価機関を通じて、県

および関係市町村へ通報するなど。適切な対応を行うものとする。

#### (4) 評価結果の公表

ア 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、自己評価及び外部評価の結果（以下「評価結果」という。）を広く公開するものとする。

なお、外部評価の結果の公開を行う場合の様式は、別紙4のとおりとする。

イ 事業者は、評価結果を、

- ①利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。
- ②事業所内の見やすい場所に備え付ける、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示するものとする。
- ③利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供を行うものとする。
- ④指定を受けた市町村に対し、評価結果を提出するものとする。なお、この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。
- ⑤評価結果については、自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。

ウ 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

#### 第4 評価項目

奈良県の定める自己評価項目及び外部評価項目は別紙5のとおりとする。

#### 第5 外部評価実績報告書等の提出

##### (1) 現況報告書

評価機関は、外部評価を実施した場合には当該年度の3月末日における評価調査員の現況、評価審査委員会委員の現況、評価審査委員会の開催状況及びフォローアップ研修の実施状況について、翌年度の4月末日までに別紙6の現況報告書を県に提出するものとする。また、実施しなかった場合についても同様とする。

##### (2) 実績報告書

評価機関は、外部評価を実施した場合には、四半期ごと（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）の外部評価の実施状況について、各期の翌月の末日までに別紙7の実績報告書を県に提出するものとする。また、外部評価を実施しなかった場合についてもその旨を報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成19年度以降において行われる外部評価について適用する。

#### 附 則

この要領は、平成21年度以降において行われる外部評価について適用する。

附 則

この要領は、平成27年度以降において行われる外部評価について適用する。